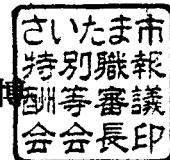


写

平成19年11月16日

さいたま市長
相川宗一様

さいたま市特別職報酬等審議会
会長 利根忠博



市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について
(答申)

平成19年10月12日に諸問のありましたこのことについては、別紙の
とおり答申します。

答申書

さいたま市特別職報酬等審議会

本審議会は、さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、平成19年10月12日に市長から「市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」の諮問を受け、その答申を行うこととなった。

本審議会は、今回の答申にあたって、前回の答申から現在に至るまでの間における社会経済情勢、さいたま市の財政状況、他の政令指定都市との均衡及びさいたま市一般職職員の給与改定状況等、客観的視点から総合的に勘案、検討し、慎重に審議を行った。

市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額については、特別職の給与改定を行う際の基本原則とされる、国からの通知の項目に沿って検証すると以下のとおりである。

(1) 近年における消費者物価指数の推移

ここ10年間の消費者物価指数については、平成10年をピークに下落傾向にあるが、平成16年と比較した場合、全国の指数では横ばいとなっており、本市の指数は、マイナス0.4ポイントとなっている。

(2) 他の政令指定都市との均衡

全政令指定都市の平均額との較差率では、議長は同額であり、議員は0.49%平均を上回っているが、市長0.93%、副市長1.54%、副議長0.88%といずれも平均を若干下回る結果となる。

一方、本市と行政運営形態がほぼ同じと考えられる、いわゆる類似政令指定都市の平均額との較差率では、市長及び副市長の給料の額について、市長が3.73%、副市長が2.85%といずれも平均を上回っている。

また、市議会議員の報酬の額においても、類似政令指定都市の平均額との較差率では、議長が5.19%、副議長が4.46%、議員が5.82%と平均を上回っている状況である。

(3) 各地方公共団体における特別職の給与改定の経緯

各政令指定都市における市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額の改定状況については、平成16年度以降では8団体が改定を行っており、市長若しくは副市長の給料又は市議会議員の報酬について、7団体でマイナスの改定が行われている。

(4) 本市一般職職員の給与改定の取扱い

本市の市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額が改定された平成16年7月以降、一般職職員の人事委員会勧告の給与改定率と平成19年4月からスタートした給与制度の抜本的な見直しに伴う給与水準の引下げ率を累計すると、マイナス5.16%となり、マイナスの給与改定の状況にあるといえる。

本審議会としては、市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について、平成16年から現在までの社会経済情勢は依然として厳しい状況にあり、また、類似政令指定都市との均衡、本市一般職職員の給与がマイナス改定の状況にあること等を総合的に勘案すると、引下げの改定が必要と判断する。

答 申

1 市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額

・ 議 長	月 額	977,000円
・ 副議長	月 額	873,000円
・ 議 員	月 額	807,000円
・ 市 長	月 額	1,243,000円
・ 副市長	月 額	977,000円

2 改定時期

平成20年1月1日